

こどもをまもろう みんなでまもろう



こども性暴力防止法の施行に向けた
検討状況について

こどもまんなか
こども家庭庁

支援局 総務課

こども性暴力防止法施行準備室

こども性暴力防止法とは？



教育・保育などのこどもに接する場での、

こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、

2024年6月「**こども性暴力防止法**」が成立しました。

この法律で定められている取組は、

2026年12月25日に施行されます。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。

※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。



【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること**等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・児童等が**相談を行いややすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・**研修**(第8条等)

初犯防止対策

③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - ー 学校設置者等の現職者
→ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - ー 民間教育保育等事業者の従事者
→ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

② 被害が疑われる場合の対応

- ・**調査**(第7条第1項等)
- ・被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。詳細はガイドラインで示す予定。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

制度の対象について



こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、
そこでこどもに接して働く人たちが
「こども性暴力防止法」の対象になります。

全ての事業者が
法律で定める性暴力防止の取組の
義務がある



学校



認可保育所



認定こども園



児童福祉施設

など

国の「認定」を受けた事業者が
法律で定める性暴力防止の取組を行う
(認定は任意)



認可外保育所



放課後児童クラブ



学習塾



スポーツクラブ

など

制度の対象についてもう少し詳しく（1）



**全ての事業者が
法律で定める
性暴力防止の取組の
義務がある**

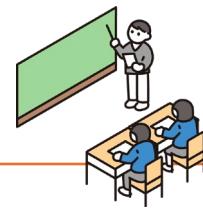


- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
 - 専修学校（高等課程）
 - 認定こども園
 - 児童相談所
 - 児童福祉施設
(認可保育所、児童養護施設、
障害児入所施設 等)
 - 指定障害児通所支援事業
 - 乳児等通園支援事業
- など

**国の「認定」を受けた事業者が
法律で定める
性暴力防止の取組を行う
(認定は任意)**



- 専修学校（一般課程）・各種学校
 - 民間教育事業
(学習塾、スポーツクラブ等)
 - 放課後児童クラブ
 - 一時預かり事業
 - 病児保育事業
 - 認可外保育事業
 - 指定障害福祉サービス事業
- など



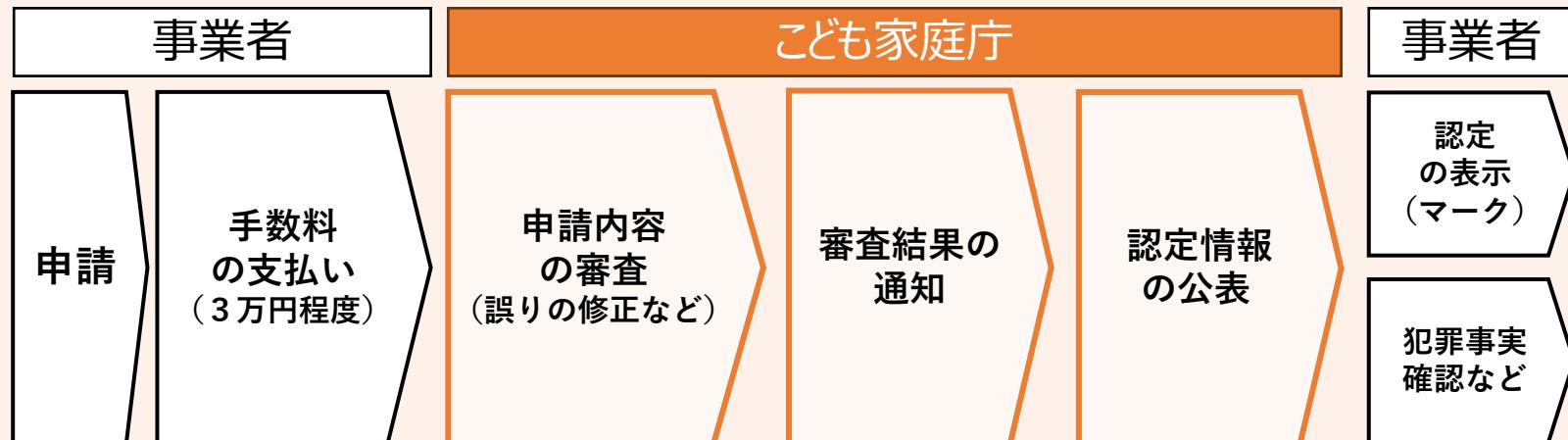
民間教育事業とは

- より幅広い事業者の方に認定を取得していただけるよう、「**民間教育事業**」を制度対象として設定しています。
- こどもに何かを教える事業**であれば、事業内容は問いません。こどもの受入れ実績があり、次の要件を満たしている必要があります。
(芸能事務所やこども食堂なども、この要件を満たせば対象)
- 主な要件
 - ① 修業期間要件：6か月以上の期間中に2回以上同じこどもが参加できること
 - ② 対面要件：こどもと対面で接すること
 - ③ 場所要件：子どもの自宅以外（オフィス、カフェ等）で教えることがあること
 - ④ 人数要件：こどもに何かを教える者が3人以上であること



認定とは

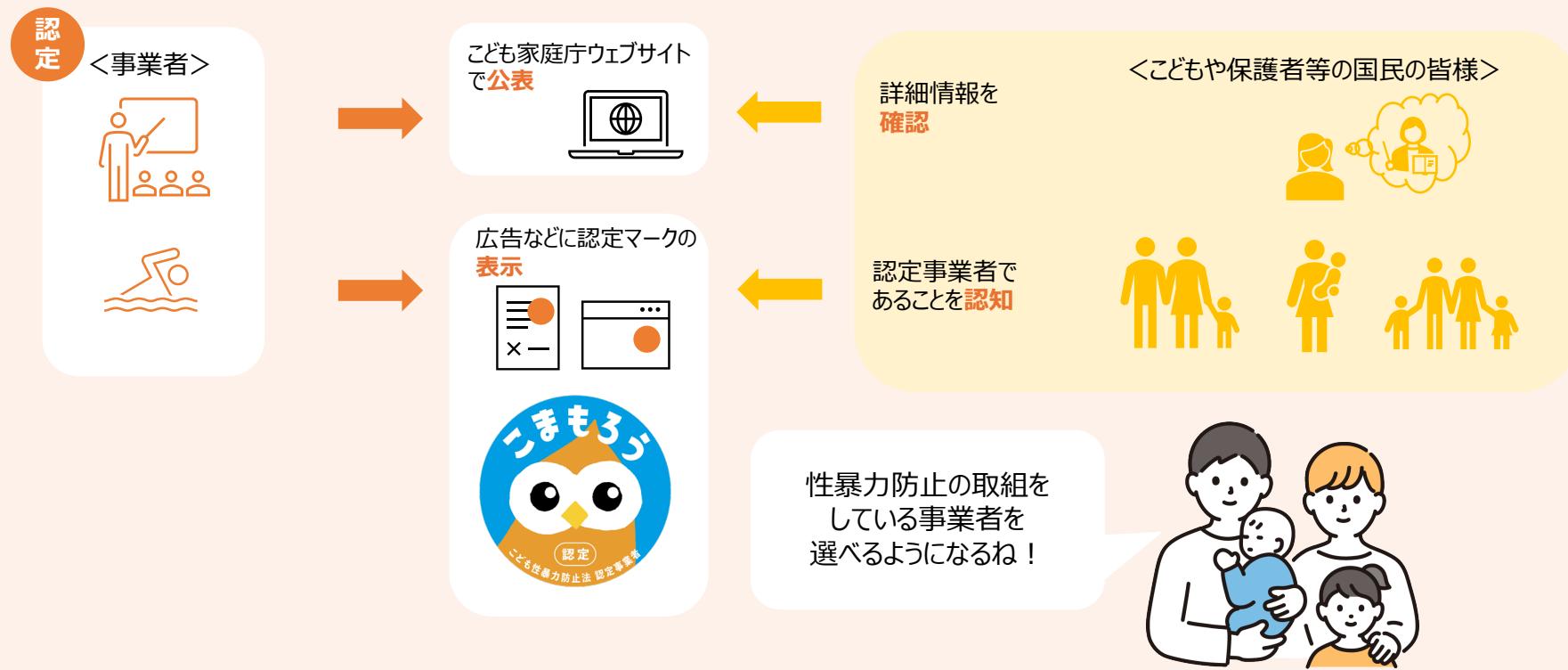
- 事業者が、こども家庭庁に事業ごとに申請を行い、基準を満たす場合は、認定を受けることができます。認定された事業者は、こどもと接する従事者が、過去に性犯罪を犯していないかの確認などを行う必要があります。
- 認定の基準
⇒ 認定には、法律で定められた性暴力を防ぐ取組や犯歴情報を適正に管理する取組を適切に実施する体制が必要です。
- 必要な手続
⇒ 認定を受けるためには、オンラインでの申請が必要です。
申請から認定までは約1～2か月かかる見込みです。



「認定」について（2）

認定を受けると…

- 国が「認定」した事業者（学習塾、スポーツクラブなど）は、こども家庭庁のウェブサイト上で**公表**され、どの事業者が認定を受けているか確認できるようになります。
- また、「**認定事業者マーク**」を広告などに使えるようになり、性暴力防止の取組をしている事業者が一目で分かるようになります。



「認定」について（3）

「こどもをまもろう みんなでまもろう」というコンセプトの下、「こまもろう」マークを作りました。

認定事業者マーク



「こまもろう」
こどもをしっかり“見て守る”
黒い大きな瞳と、こどもを
守るために張り巡らせた
“アンテナ”を思わせる少し
尖った頭の形が特徴です。

法定事業者マーク



「認定事業者」ではなく、
法律で性暴力防止の
取組を行う義務が定め
られている「法定事業
者」は、こちらのマークを
使うことができます。

<「こまもろう」マークを付けられるものの例>

- 制服
- パンフレット、募集案内、メディア広告、ウェブサイト
- 名刺、電子メール
- 受付、玄関ホール、看板
- 求人広告

など

「こまもろう」マークで、
性暴力防止の取組が
行われていることが
一目でわかるね！



認定事業者以外が認定事業者マークを、法定事業者以外が法定事業者マークを
使うことは、法律等で禁止されており、違反をした場合は、罰則等があります。

対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。

「性暴力」「不適切な行為」とは？

性暴力とは

- 「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
- また、教育・保育などの場において、性暴力を防止していくためには、性暴力につながる可能性がある「不適切な行為」についても、皆で注意し、防止していくことが必要です。

「性暴力」の例

- 不同意性交 性的部位への接触 わいせつな言動
- 児童買春 児童ポルノ撮影・所持 のぞき、盗撮

「不適切な行為」の例

- こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
- 私物スマートフォンで子どもの写真を撮影する
- 休日にこどもと二人きりで会う
- 不必要な身体接触（おむつの中に手を入れて排せつを確認するなど）を行う
- 特定のこどもばかり、理由なく担当しようとする

→ 過度な委縮につながらないよう、現場の従事者とコミュニケーションを図り、
日々の振り返りなどを通じて、「不適切な行為」の共通認識を形成することが重要です。



など

など

犯罪事実確認とは

- 事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、「**特定性犯罪**」と呼ばれる罪を犯し、
 - 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
 - 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
 - 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものが確認の対象となります。
- 「**特定性犯罪**」の例 ※ 成人に対する性犯罪を含む。



不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など



犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から従事者本人に回答内容を事前に通知。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥ – 1 訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない
- 2 訂正請求せず2週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付



犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。



対象となる業務は？

- 教員、保育士等、こどもと常に接する職種は一律対象となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

一律対象となる



学校の先生



保育士

など

実態に応じて対象を現場で判断する



事務職員



送迎バスの運転手

など

犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：内定・内示等から従事開始まで

〈やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）〉

- ・急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者：法施行から3年以内

③ 認定事業の現職者：認定から1年以内

④ 一度確認を受けた者：5年ごとに再確認が必要

犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：2週間～1か月程度
- 外国籍の場合：1か月～2か月程度



採用に当たっての留意点について



事業者が採用に当たって行うべきこと

- 内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、内定取消しなどの対応（防止措置）をとる必要があります。
- ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等の事前の確認・対応が必要となります。

※ 事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。
(事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。)

採用段階ごとに必要な作業のイメージ

募集

選考

内定

犯罪事実確認・防止措置

募集要項の採用条件に性犯罪歴がないこと等を明記しておく

誓約書・履歴書等で性犯罪歴が無いことを明示的に確認する

内定通知書等に「重要な経歴の詐称」を内定取消事由として明記しておく

犯罪事実確認を実施

性犯罪歴がある場合おそれがあるとの判断の下、防止措置（内定取消し等）

※ 雇用契約の始期以降に犯罪事実確認を行う場合も想定されるため、就業規則に試用期間の解約事由・懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めておくことも重要です。



事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。

日ごろから取り組むこと

- ・ 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- ・ 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- ・ **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- ・ **新たに開発するシステムでのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- ・ 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。



情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- ・ 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。

今後の法施行までのスケジュールについて

令和8(2026)

12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

ガイドライン
策定

マニュアル・研修教材
公表(予定)

法施行
(12月25日)

マニュアル・
研修教材の作成

- 全国説明会の開催
- 国民・事業者向けの普及・啓発動画の周知
- ポスター・リーフレット等の作成・周知
- 周知・啓発イベントの開催 等

周知・広報

システム開発

国における対応
(関係府省庁で
協力して実施)

＜事業者における準備事項＞

犯罪事実確認
防止措置

- 制度開始についての従事者等への周知(犯罪事実確認の対象になる旨など)
- 対象従事者の範囲の検討・確定
- 採用過程での性犯罪前科の事前確認
- 性暴力、不適切な行為等の範囲の検討、服務規律への位置付け 等

安全確保措置
等

- 義務対象事業者のシステム一括登録準備(GビズID取得など)

- 環境・体制整備(相談窓口設置、研修、規程の整備等)
- 認定申請の準備 等